

事業評価シート

担当課・室長：環境協力室長

事業名	我が国の海外事業に係る環境配慮方策の検討
上位施策名	国際的取組に係る施策
1 事業の概要	<p>政府開発援助（ODA）、その他公的資金による経済協力（OOF）等により、開発途上地域等において事業が実施される際に、環境配慮を行い、環境への影響を回避軽減するため、実施機関等において環境配慮のための手続・基準等を定め、適切に実施がなされるよう、政府として取組むことが必要である。</p> <p>また、我が国の民間企業等が海外で事業を展開する場合においても、これら企業等の自主的環境配慮が促進されるよう、政府としても情報提供等に努める必要がある。</p> <p>環境省は、環境に関する専門知識や国内の環境配慮制度等の整備の経験等を活かし、関係機関等への働きかけや、民間企業等への情報提供等の事業を実施する。</p>
2 進捗状況	<p>環境基本計画を策定するに際し、政府開発援助及びその他資金による経済協力の環境配慮について中央環境審議会で議論を行った。同計画で、円借款、アンタイドローン等で大規模な事業等への融資等を行う国際協力銀行が、既存の2つの環境ガイドラインを統合し、新たな環境配慮ガイドラインを作成することを政府として位置づけるとともに、環境省としても諸外国・国際機関等の動向に関する調査の実施、関係者間での連絡・協議等を行っている。</p> <p>民間企業等への情報提供に関しては、ASEAN 4カ国（フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシア）の環境規制、進出日系企業の環境配慮状況に関する調査結果等の情報を整備・提供している。</p>
3 評価	<p>中央環境審議会での検討、環境基本計画などにより、国の政策の方向性を明らかにした。</p> <p>国際協力銀行が作成すべき環境配慮ガイドラインについて、実施機関、環境省、外務省、財務省等関係省、有識者、NGO等の間での連絡・協議を行い、このような場で諸外国・国際機関等の動向に関する調査結果、国内環境行政の経験等を共有することにより、検討が進行している。</p> <p>国際協力事業における環境配慮の分野は、国際的にも手続や基準が進展しつつあり、また、ODA等の事業に関する環境問題もNGO等より厳しい指摘を受けてきていることから、さらに、実施機関による手続・基準の整備・見直しと、実施体制の充実が必要であり、環境省としても専門的知見に基づく協力を強化していく必要がある。</p> <p>民間企業等への情報提供については、民間企業や関連団体からこれまで整備・提供している情報について引き続き情報提供を行うよう要望がある等（平成12年の「環境にやさしい企業行動調査」の対象企業のうち、59%が国による環境情報の提供が必要と回答）、民間企業等から評価されており、今後とも継続すべきことが求められている。なお、経済団体等についても自主的に情報を収集・調査しているが十分ではなく、国として進める必要がある。</p>
4 予算事項名	・我が国の海外事業に係る環境配慮方策検討調査
5 対応副施策等	